

<報道発表資料>

.....
カテゴリー：県政一般

令和4年3月28日

「埼玉県人権施策推進指針」を策定しました

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して「埼玉県人権施策推進指針」を策定しています。

この指針の目標年次が今年度で終了するため、令和4年度からの新たな指針を策定しましたのでお知らせします。

記

1 指針の概要

(1) 指針策定の趣旨

県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、県民をはじめNPOや企業、市町村などに対して県の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めていくものです。

(2) 指針の目標

すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現

(3) 指針の期間

令和4年度から令和13年度まで（10年間）

(4) 推進指標

人権尊重の意識が10年前と比べて高まったと感じる人の割合

現在値（令和2年）55.0% → 目標値（令和13年）65%以上

(5) 推進方向

I あらゆる場を通じた人権教育・人権啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

(6) 分野別施策の推進（14項目）

女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮、性的指向・性自認、様々な人権問題

2 県民コメントの結果

(1) 募集期間

令和3年10月1日（金）～令和3年10月31日（日）

(2) 意見の提出者数及び意見件数

117人 530件

(3) 計画及び意見募集結果の入手方法

埼玉県ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/shishin.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県県民生活部人権推進課（本庁舎3階）Tel 048-830-2255
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南部 Tel 048-256-1110 南西部 Tel 048-451-1110

東部 Tel 048-737-1110 県央 Tel 048-777-1110

川越比企 Tel 049-244-1110 西部 Tel 04-2993-1110

利根 Tel 048-555-1110 北部 Tel 048-524-1110

秩父 Tel 0494-24-1110 東松山事務所 Tel 0493-24-1110

本庄事務所 Tel 0495-24-1110

3 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部人権推進課 企画・総務担当

Tel 048-830-2255（直通）

E-mail a2250@pref.saitama.lg.jp